２の６　精神障害者地域移行特別加算　300単位 注　指定障害福祉サービス基準第135条に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第127条の規定により指定重度障害者等包括支援事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を１人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に１年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから１年以内のものに対し、重度障害者等包括支援計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。	（新設）
２の７　強度行動障害者地域移行特別加算　300単位 注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等（児童福祉法第24条の２第１項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）に１年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから１年以内のもののうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。	（新設）
３　福祉・介護職員処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。４において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から２の７までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　１から２の７までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　１から２の７までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数 ニ・ホ　（略）	３　福祉・介護職員処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。４において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１及び２により算定した単位数の1000分の25に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　１及び２により算定した単位数の1000分の18に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　１及び２により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数 ニ・ホ　（略）
４　福祉・介護職員処遇改善特別加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者包括支援を行った場合に、１から２の７までにより算定した単位数の1000分の３に相当する単位数を加算する。ただし、３の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。	４　福祉・介護職員処遇改善特別加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者包括支援を行った場合に、１及び２により算定した単位数の1000分の３に相当する単位数を加算する。ただし、３の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。